鶴林寺境内 太龍寺道 かも道 太龍寺境内 いわや道 平等寺道 雲辺寺道		

○文化庁告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月六日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
東名遺跡	平成二十八年文部科学省告示第百四十号	佐賀市（佐賀県）

○文化庁告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月六日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
米子瀑布群	平成二十八年文部科学省告示第百四十一号	須坂市（長野県）

○文化庁告示第十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月六日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
旧沼津御用邸苑地	平成二十八年文部科学省告示第百四十一号	沼津市（静岡県）

○文化庁告示第十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月六日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
宮古島保良の石灰華段	平成二十八年文部科学省告示第百四十二号	宮古島市（沖縄県）
丘		

○厚生労働省告示第五十七号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の二十三第一項第七号ロの規定に基づき、医療法施行規則第九条の二十三第一項第七号ロの規定に基づき高難度新規医療技術について厚生労働大臣が定める基準（平成二十八年厚生労働省告示第二百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条第一号イ中「特定機能病院」を「病院」に改める。

第二条第五号中「特定機能病院の管理者（次号において単に「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第三条第一号及び第三号中「特定機能病院」を「病院」に改める。

○厚生労働省告示第五十八号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の二十三第一項第八号ロの規定に基づき、医療法施行規則第九条の二十三第一項第八号ロの規定に基づき未承認新規医薬品等を用いた医療について厚生労働大臣が定める基準（平成二十八年厚生労働省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二条第五号中「特定機能病院の管理者（次号において単に「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第三条第一号中「特定機能病院」を「病院」に改める。

○厚生労働省告示第五十九号

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十三条の規定に基づき、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十九年三月十二日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

次に掲げる告示の規定中「中型自動車免許」の下に「、準中型自動車免許」を加える。

一　フォークリフト運転技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百十一号）

二　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百十二号）

三　ショベルローダー等運転技能講習規程（昭和五十二年労働省告示第百十九号）

四　車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習規程（昭和五十二年労働省告示第百二十号）

五　車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程（平成二年労働省告示第六十五号）

六　不整地運搬車運転技能講習規程（平成二年労働省告示第六十六号）

七　高所作業車運転技能講習規程（平成二年労働省告示第六十七号）